

住民基本台帳に関する事務に係る

「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」

の再評価案に対する意見募集（パブリックコメント）について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）による社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を保有する住民基本台帳に関する事務について、特定個人情報の保有・利用に伴い生じるリスクを分析し、そのリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを「特定個人情報保護評価書」により公表しています。

本市において、市民課証明交付窓口等業務委託を実施するに当たり「特定個人情報保護評価書」の一部を変更する必要があることから、あらためて「特定個人情報保護評価書」の案を作成しましたので、これに対する意見募集（パブリックコメント）を実施します。皆様からいただいたご意見を踏まえ、さらに有識者からなる第三者機関の点検を経て、公表することとなります。

皆様のご意見をお寄せください。

案件名	住民基本台帳に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の再評価案について
募集期間	平成30年5月21日（月）から平成30年6月19日（火）まで
資料の公表方法	ホームページ、市庁舎（1階市民課、2階情報公開コーナー）、市立図書館、前橋プラザ元気21（1階にぎわい商業課及び証明サービスコーナー）、各支所・市民サービスセンター
意見の提出方法	1 郵送 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 市民課 宛て 2 ファクシミリ 027-243-3906 3 電子メール siminka@city.maebashi.gunma.jp 4 直接提出 ・市民課（市庁舎1階） ・情報公開コーナー（市庁舎2階） ・各支所・市民サービスセンター
その他	○ 提出の際は、住所・氏名を必ず記入してください。 ○ 提出していただいたご意見について、提出者には直接回答しませんが、後日、ご意見に対する市の考え方を公表します。（その際には、提出者の住所・氏名は公表しません） ○ 意見を提出できる人 ・市内に住所または勤務先がある人 ・市内の学校に在学する人 ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
問い合わせ先	前橋市 市民部 市民課 電話 027-898-6107（直通） 027-224-1111（内線：3107）